

第1 行政機関個人情報保護法の目的

B

1 総説

行政機関個人情報保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）は、個人情報保護法の基本法部分の下で、国のすべての行政機関を原則として対象機関とする一般法として、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めている。

本法は、前身の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を全面改正して2005（平成17）年4月1日に施行された。旧法が電算処理情報のみを対象とし、訂正・利用停止請求権も認めないなど問題が多かったこともあり、全面改正に至った。

その後の一部改正を経た後、個人情報保護法が2015（平成27）年に改正されたことを踏まえ、2016（平成28）年5月20日に大幅に改正され、同月27日に公布された（なお、施行は2017（平成29）年5月30日であった）。

2 目的

行政機関個人情報保護法は、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（1条）。行政機関個人情報保護法は、個人の権利利益のみに偏ることなく、その利活用（行政の適正かつ円滑な運営その他の個人情報の有用性）というもう1つの目的との調和を計るためのものである。



行政機関個人情報保護法の目的

1条が目的に掲げる「個人の権利利益」には、広く人格権、いわゆるプライバシーも当然にこれに含まれます。

ただし、「プライバシー」という概念が必ずしも明確ではないため、この言葉を条文に用いていません。

29

国家専門職
平成 31 年



データの利活用等に関する記述として最も妥当なのはどれか。

- 1 近年、ディープラーニングなどの機械学習手法の発達により、分析に用いるハードウェアのCPU性能や分析後のデータクリーニングの効率が飛躍的に向上したことから、ビッグデータの分析・利活用の実用化が進んでいる。例えば、保険業では、GPS（全地球測位システム）やアクセル操作の履歴などを用いて、自動車の老朽化度合いを数値化することで、事故発生率が低いと見込まれる顧客の保険料を値下げするサービスが実用化されている。
- 2 個人情報については、個人情報として取り扱うべき範囲にグレーゾーンがあることなどを背景に、平成 27 年に個人情報保護法が改正され、顔や虹彩などの生体情報などが個人情報として明確化されたほか、個人を特定できないように個人情報を加工したものを匿名加工情報として定義し、個人の行動・状態等に関するデータであるパーソナルデータを企業が利活用する環境が整備された。
- 3 医療分野については、個人の病歴や診療履歴が、治療の緊急性や副作用のために配慮が必要であることを示す要配慮個人情報であることから、平成 29 年には次世代医療基盤法が制定され、その積極的な利活用が図られることとなった。具体的には、事前に個別の同意を得て病歴などの情報を第三者に提供するオプトアウト方式を利用して、救急業務において医療機関と傷病者情報や搬送実績を共有することによる救急搬送の最適化などが行われている。
- 4 情報銀行とは、戸籍や住民票に記載された個人情報の管理を信託された民間企業をいい、戸籍や住民票を必要とする各種手続の簡便化が目指されている。平成 30 年に総務省と経済産業省が策定した「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」においては、情報の真正性を一元的に管理するブロックチェーン技術を用いて戸籍情報の変遷を記録するなど、データのトレーサビリティを情報銀行が確保することが望ましいとされた。
- 5 EU（欧州連合）では、公開する情報の内容と対象範囲を慎重に選定すべきとする「オープンデータ・バイ・デザイン」の考え方に基づき、EU市民の個人情報保護を確実化するため、「一般データ保護規則（GDPR）」が 2016 年に成立し、同年から適用されている。同規則では、欧州委員会から認定を受けた第三国以外の国への個人情報の移転が原則禁止され、企業が違反した場合には全世界連結売上高の 10% という高額な制裁金を課すこととされている。

29

**情報通信
情報通信総合**

正解

2

 1 ×

本肢の「保険業では、GPS（全地球測位システム）やアクセル操作の履歴などを用いて、……サービス」が実用化されたという例はない。

 2 ○

本肢のとおりである。個人情報については、個人情報として取り扱うべき範囲にグレーゾーンがあることなどを背景に、平成27年に個人情報保護法が改正され、顔や虹彩などの生体情報などが個人情報として明確化された（個人情報保護法2条1項2号、2項）。また、個人を特定できないように個人情報を加工したものを匿名加工情報として定義し、個人の行動・状態等に関するデータであるパーソナルデータを企業が利活用する環境が整備された（個人情報保護法2条9項）。

 3 ×

2017（平成29）年に制定された次世代医療基盤法においては、事前に個別の同意を得て病歴などの情報を第三者に提供するオプトアウト方式が導入されているが、これは大量のデータ収集で研究開発を促すことを目的としており、本肢のような「救急業務において医療機関と傷病者情報や搬送実績を共有することによる救急搬送の最適化など」は行われていない。なお、本肢の「医療分野については、個人の病歴や診療履歴が、治療の緊急性や副作用のために配慮が必要であることを示す要配慮個人情報である」という記述は妥当である（個人情報保護法2条3項）。

 4 ×

「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」によれば、「情報銀行」（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約などに基づいて、PDS（Personal Data Store）などのシステムを利用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき、個人に代わり妥当性を判断した上で、データを第三者に提供する事業のことをいう。本肢のような「戸籍や住民票に記載された個人情報の管理を信託された民間企業」のことではない。

 5 ×

「オープンデータ基本指針」によれば、「オープンデータ・バイ・デザイン」とは、公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プ

ロセス全体の企画、整備及び運用を行うことをいう。なお、「オープンデータ」とは、あるデータに関し、著作権や特許権等の制限なしに、全ての人が望むように利用・再掲載することができるような形で入手することができるようすべきであるという考え方をいう。

第5編 情報・通信

問題86

□□□

オジガル

アクセス制御機能を有する特定電子計算機を対象として、電気通信回線を通じずに当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」には当たらない。

問題87

□□□

オジガル

何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならず、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らなかったとしても、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

問題88

□□□

オジガル

公務員が職務上作成したものと除く電磁的記録であって、情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと擬制される。

問題89

□□□

オジガル

迷惑メール防止法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）によれば、送信者は、あらかじめ、特定電子メールの送信をするよう求めらる旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者に限り、特定電子メールの送信をすることができる。

問題90

□□□

オジガル

迷惑メール防止法によれば、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の特定電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする特定電子メールの送信をしてはならない。

解答86 ○

不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」とは、同法2条4項各号に挙げられる行為のことで、いずれも電気通信回線を通じて行うものである（不正アクセス禁止法2条4項）。したがって、「電気通信回線を通じて」行う本問の行為は、「不正アクセス行為」には当たらない。

解答87 ✗

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない（不正アクセス禁止法5条）。この規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（同法12条2号）。すなわち、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らずに提供した者は、不正アクセス禁止法によって処罰されることはない。

解答88 ✗

電子署名及び認証業務に関する法律3条は、「電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名……が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定するにとどまり、真正が擬制されるわけではない。

解答89 ✗

迷惑メール防止法によれば、送信者は、①あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者、②自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者、③当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者、④自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む者に限る）以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法3条1項）。すなわち、送信者は、①の者以外にも特定電子メールを送信することができる。

解答90 ✗

迷惑メール防止法は、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の「電子メール」の送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする「電子メール」の送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法6条）。すなわち、架空電子メールアドレスによる送信の禁止の規制対象となるメールは、特定電子メールに限られない。

問題91

□□□

オジタル

行政手続オンライン化法によれば、行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

問題92

□□□

東京都

H26-37-1

番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、16歳以上の国民の一人ひとりに個人番号を割り振り、行政機関等が保有する当該個人情報を一元管理することにより、効率的な情報管理を行うことを目的としている。

問題93

□□□

東京都

H26-37-2

番号利用法は、個人番号を割り振った後、全員に個人番号を記載したICカードを発行し、希望者には当該ICカードに顔写真を表示することとしている。

問題94

□□□

東京都

H26-37-5

番号利用法は、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務とする個人情報保護委員会を設置することとしている。

問題95

□□□

オジタル

公的個人認証法によれば、住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を経由して、地方公共団体情報システム機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

問題96

□□□

オジタル

クラウドソーシングとは、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するものをいう。

問題97

□□□

オジタル

フィルタリングとは、インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行うソフトウェアのことである。

解答91 ○

行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう）を使用して行わせることができる（行政手続オンライン化法3条1項）。

解答92 ✗

個人番号は、住民基本台帳に記録されている者に割り振られるため、「16歳以上の国民一人ひとりに個人番号を割り振る」という記述は妥当でない。なお、個人番号は、行政運営の効率化や手続の簡素化によって国民の負担を軽減するためなどを理由として導入された。

解答93 ✗

本人の顔写真を表示し、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別などを電磁的方法で記録したのが「個人番号カード」（マイナンバーカード）である。身分証明書として利用することができるが、発行は申請者のみとなっている。なお、個人番号カードの交付枚数率は、2018（平成30）年3月時点で、10.7%程度となっている。

解答94 ○

個人情報保護委員会とは、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関である。個人情報保護委員会は、個人情報保護法及び番号利用法に基づき、特定個人情報の監視・監督に関する業務や苦情あっせん等に関する業務等を行っている。

解答95 ○

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む）の市町村長（特別区の区長を含む）を経由して、地方公共団体情報システム機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）をいう）の発行の申請をすることができる（公的個人認証法3条1項）。

解答96 ✗

本問は、「クラウドサービス」に関する記述である。クラウドソーシングとは、不特定の人（crowd=群衆）に業務委託（sourcing）するという意味の造語で、ICTを活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのことである。

解答97 ○

本問のとおりである。